

# 加須市Flyingcarp Wind Orchestraサポート会員制度

## 会員規約

### 第1条(目的)

この規約(以下、「本規約」という。)は、加須市 Flyingcarp Wind Orchestra(以下、「当団」という。)規約(以下、「団規約」という。)第16条の規約に基づき、当団のサポート会員制度について必要な事項を定めるものである。

### 第2条(名称)

制度の名称を「加須市 Flyingcarp Wind Orchestraサポート会員制度」とする。

### 第3条(定義)

本規約において、サポート会員とは、当団の活動目的に賛同し、当団の活動をそれぞれ賛助するため、入会した個人及び団体の会員をいう。

### 第4条(サポート会員の機能)

サポート会員は、賛助会費等の負担により、当団の活動を支援するものとする。当団が「定めるところにより、演奏会への案内等の便宜を受けることか」て「きるものとする。サポート会員は、当団の意思決定に関する権能を有しないものとする。

### 第5条(会員資格)

会員資格は個人・法人・団体を問わない。  
ただし個人については成年に限る。

### 第6条(会員有効期間)

サポート会員の期間は、1月1日から12月31日までとする。  
ただし、特例として12月1日から12月31日までの入会者は、翌年の12月31日までの期間を適用する。  
なお期間途中の入会でも会費は変わらない。

### 第7条(会費)

会費は年会費とし、次の通りとする。  
1口1000円とし1口以上

### 第8条(会費の用途)

会費の用途は当団にて決定する。

#### 第9条(入会手続き)

当団の趣旨目的に賛同する者で、当団がこれを認める場合には、何人も当団のサポート会員になることができるものとする。

サポート会員となろうとする者は、本規約内容を承諾のうえ、当団所定の手続きにより入会を申し込み、当団の承認を得てサポート会員の資格を得るものとする。

なお、入会日は、申込と会費の支払いのいずれもが完了した日とする。

会員を継続する場合は、第6条に定める会員有効期間毎に継続の申込を要するものとする。

#### 第10条(入会の拒否)

入会希望者が次に該当する、あるいはその恐れがあると判断した場合は、入会を拒否する場合がある。

- (1)当団の趣旨に賛同していないとき
- (2)過去に入会の拒否、会員の除名の記録があるとき
- (3)会員になろうとする者の事業又は商品等が、法令に違反するとき、又は著しく社会規範に反するとき
- (4)反社会的勢力または相当するものに関わっているとき
- (5)その他入会を拒否すべき正当な事由があるとき

#### 第11条(納入)

サポート会員は入会申込にあたり、当団所定の方法により、最低1口以上の年会費を支払う。会員を継続する場合も、同様のものとする。

なお、分割は原則として認めないものとする。

年会費は、指定された期日までに、当団の指定する方法で納入しなければならない。

それぞれの申込口数は毎年変更可能とする。

一度納付された年会費は、原則として返還を要しないものとする。ただし、当団が入会を不承認とした場合は、その全額返還するものとする。

#### 第12条(退会)

サポート会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、年会費の返還は行わないものとする。

継続の申込をしない場合は退会したものとみなす。その際の退会届の提出は不要とする。

#### 第13条(除名)

当団は、サポート会員が次にいずれかに該当するに至ったときは、当団の決議によって当該サポート会員を除名することができる。

- (1)当団の団規約ならびに本規約に違反し、その解消ができないとき
- (2)当団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- (3)当団または当団に関わる者に対して誹謗中傷をしたとき
- (4)登録した情報に虚偽の内容があるとき
- (5)当団または当団に関わる者の活動を妨害したとき
- (6)法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (7)その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第14条(サポート会員の特典)

サポート会員は、申込口数に応じて、当団が別途定める特典を受けることができるものとする。当団は、やむを得ない事由がある時は、サポート会員に予告することなく特典の内容を変更、中止、または終了することができるものとする。

当団は、サポート会員の同意を得た場合は、当該サポート会員の企業の名称又は個人の氏名を当団のウェブサイト等で公表することができるものとする。なお、当団の判断により、いつにてもこれを個別もしくは一般的に撤回し、非公開とすることができるものとする。

#### 第15条(個人情報の取り扱い)

当団は、一般的に個人情報保護に努め、当団の業務遂行上知り得た、サポート会員の情報保護に万全を期すものとする。

#### 第16条(会員規約の追加及び変更)

本規約の改廃は当団の議決による。

#### 附則

この規約は、令和8年6月1日より施行する。